

おとな かた
大人の方へ

こ あんぜん まも
子どもの安全を守るために

がっこう ぎゃくたい かのうせい とき
学校は、虐待の可能性がある時は
く やくしよ じどうそうだんしよなど
区役所や児童相談所等に必ず伝えます

よこはまし
横浜市では、みんなで子どもを虐待（暴力や食事をあげない等）から必
ずまも
守ります。

ぎゃくたい
虐待されているかもしれない子どもを見つけたとき、学校は必ず、すぐに区
やくしよ じどうそうだんしよなど つた くに ほうりつ
役所や児童相談所等に伝えます。これは国の法律です。

れいわ ねん
令和2年（2020年）
よこはましきょういくいいんかい
横浜市教育委員会

国の法律 児童虐待の防止等に関する法律

第5条（児童虐待の早期発見努力義務）

第6条（児童虐待に係る通告義務）

子ども同士による金銭の授受をしないために

～ご家庭でのご理解、ご協力のお願い～

子どもたちは学校生活など、日々のかかわりの中で様々な経験を通してお互いを認め合い、成長していきます。その中で、今もなお、地域や商業施設等で過ごす際に金銭の授受でトラブルになり、結果的に大きな問題に発展したり、事件に巻き込まれたりする事案が少なからず見られます。

金銭授受はたとえ仲の良い関係であっても行わない方が良い行為です。最初は少額と思っていたものが、いつのまにか大きな金額に膨れ上がり、取り返しがつかなくなることもあります。最近では、ネットゲーム(課金)などにより、金銭感覚が麻痺して、事実が把握しにくくなる危険性もあります。

金銭授受が行われる背景には、金銭を持ち出せる環境や、子どもたちの金銭感覚、規範意識の問題やいじめの問題が潜んでいる場合もあります。事案によっては、民事や刑事事件に発展することもあります。

このことから、子どもたちの金銭授受については、「行ってはいけない行為」として学校では指導いたしますので、ご理解いただき、ご家庭でもご指導をお願いいたします。

また、状況によっては、警察や児童相談所などの関係機関と連携して子どもたちの健全育成や再発防止に向けて取り組んでまいりますので、あわせてご理解ご協力をお願いいたします。

令和2年 横浜市教育委員会

かんれんほうき 関連法規

けいほうだい じょう きょうはくざい 刑法第222条(脅迫罪)

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

けいほうだい じょう きょうようざい 刑法第223条(強要罪)

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

けいほうだい じょう きょうかつざい 刑法第249条(恐喝罪)

人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

ほごしゃ みなさま
保護者の皆様

子どもたちの健全な社会性を育てるために ～器物損壊にかかる指導と費用弁済へのご理解とご協力をお願い～

I ねらい

子どもたちに自己責任の自覚を促し、社会規範意識を育成するために、教育指導の一環として積極的に適用します。

※ 児童生徒の故意による器物損壊の発生件数（市立小・中学校）

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成 29年度	平成30年度
発生件数	850件	929件	851件	1,035件	794件

II 内容

子どもたちが学校の窓ガラスやドアなどの公共物を故意（わざと）、または、故意に近い状況で破損した場合に、その子どもの健全な育成を図る指導の一環として、修繕費用の弁済負担を保護者をお願いいたします。

III 運用について

- 学校は、子どもが心をつまずきを乗り越えて、自己責任を自覚し、健全な社会性を身に付けられるよう、ご家庭と協力して指導を行います。
- 学校は、指導の状況と弁済について保護者に相談しますので、お子様の成長に役立つよう十分な話し合いをお願いします。
- 弁済額は、基本的な目安として、故意によるものは修繕費の100%、故意に近いものは50%とします。

IV お願い

- 器物損壊の弁済は、子どもたちの心豊かな成長をともに願う立場から行うものであり、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。
- 子どもたちに公共心や責任感などの社会規範意識を育てるために、家庭や学校、地域社会が協力し合うことが必要です。善悪の判断については、ご家庭でも子どもたちの心情を理解しながら指導いただくようご協力をお願いします。

令和2年 横浜市教育委員会